

## 報道発表資料

平成 22 年 3 月 17 日

独立行政法人国民生活センター

**商号変更後・会社解散後も旧社名で社債を発行する業者  
—アフリカントラスト、アフリカンパートナー名の社債には手を出さないで—**

多様な金融商品が消費者に身近になって来たことによるトラブルが増加している。その中でも、自社社債を発行しているアフリカントラスト株式会社（以下、AT 社）、アフリカンパートナー株式会社（以下、AP 社）に関する苦情相談が、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）に、2010 年 2 月末日現在で約 550 件登録されている。いずれもすでに 2009 年 11 月 18 日付けで登記情報上ワールド・リソースコミュニケーション株式会社（以下、ワ社）となっており、ワ社は登記情報上商号変更・会社解散している旧社名（AT 社、AP 社名義）での社債（P9～11、参考 1、資料 1～4 参照）の発行を現在も行っている。

相談内容としては「元本保証と説明され、社債を購入してしまったが解約してもらえない」や「見知らぬ業者から高値で買い取ると言われ株式転換社債を購入してしまったが解約したい」があり、商号変更後・会社解散後も旧社名で社債の勧誘を受けたという相談も寄せられている。また、ワ社は社債の募集を今後も行う意向であることを表明している。

さらに、寄せられた苦情相談をみると、契約当事者の 8 割が 60 歳代以上であること、支払金額の平均が 1 件当たり約 470 万円であること、そして総支払金額が判明しているだけでも 14 億円超という、資本金の 3 倍を超える社債発行額となっていることなどの実態を踏まえ、トラブルの拡大防止の観点から、国民生活センター情報提供規程<sup>(注1)</sup> 第 6 条に基づき、事業者特定情報の公表を行い、消費者に対して注意を喚起することとした。

なお、社債の募集に関する手口の公表は、2009 年 11 月 18 日に「見知らぬ業者からの『怪しい社債<sup>(注2)</sup>』の勧誘に耳を貸さないで<sup>(注3)</sup>」を行っている。

(注 1) [http://www.kokusen.go.jp/hello/pdf/k\\_jouhou.pdf](http://www.kokusen.go.jp/hello/pdf/k_jouhou.pdf) 参照

(注 2) 「怪しい社債」とは、①金融機関等が介在せず、社債発行会社と直接契約がなされている、②「元本保証」などの不実告知による問題勧誘、見知らぬ買取り業者からの突然の勧誘が目立つ、③社債発行会社の実態が不明といった特徴をもつものとしている。

(注 3) [http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20091118\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20091118_2.html) 参照

### 1. 業者情報（2010 年 2 月末日現在）

業者名 : ワールド・リソースコミュニケーション株式会社

旧社名 : アフリカントラスト株式会社（2009 年 11 月 18 日付商号変更）

本店所在地 : 東京都港区西新橋 3-23-11 御成門小田急ビル 9F

代表取締役：元木 博文（2009年11月17日以前は豊福 勝）  
会社設立日：2008年6月17日  
資本金：4億800万円

旧社名：アフリカンパートナー株式会社（2009年11月18日付ワールド・リソースコミュニケーション株式会社に合併し解散）  
旧所在地：東京都港区新橋5-22-6  
旧代表取締役：野島 修  
旧資本金：1億8000万円

## 2. PIO-NETに登録された相談件数等

### （1）相談件数

PIO-NETの情報を精査したところ、AT社（図1）、AP社（図2）、ワ社に関する相談件数は、それぞれ417件、128件、1件であり、合計で546件であった（注4、注5）。

（注4）ワ社は、AT社またはAP社の社債を勧誘する際、「普通社債」「株式転換社債」「アフリカンファンド」など様々な説明をしている。そのため、相談件数には、社債のほか株式やファンドなど消費者が申し出た金融商品に関するものも含まれる。

（注5）2010年2月末日までの登録分。件数は本調査のため事例を精査したものである。

図1 アフリカントラスト株式会社に関する相談件数（月別）

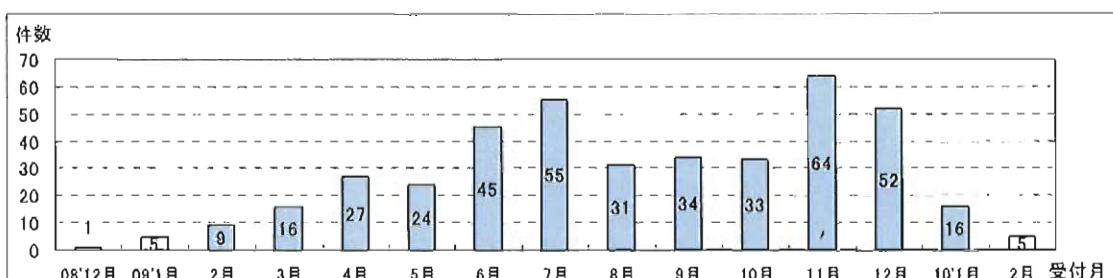
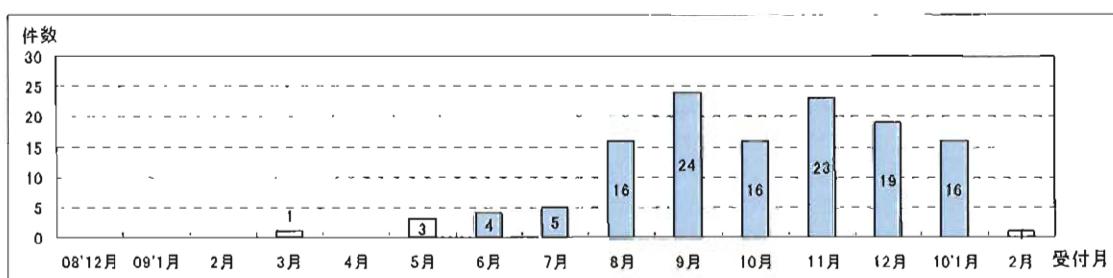


図2 アフリカンパートナー株式会社に関する相談件数（月別）



## (2) 契約当事者の属性、販売形態等

### 1) 年代・性別

AT 社、AP 社およびワ社に関する相談 546 件に関して、契約当事者を年代別に見ると、60 歳代が 112 件（約 21%）、70 歳代が 196 件（約 36%）、80 歳代が 123 件（約 23%）となっている。60 歳代以上の合計は 435 件（約 80%）であり、高齢者が契約当事者となっている割合が非常に高い。

また、性別を見ると、男性が 270 件（約 50%）、女性が 273 件（約 50%）となっている。

### 2) 職業

契約当事者を職業別に見ると、無職が 304 件（約 56%）と半数以上を占めており、次いで家事従事者が 120 件（約 22%）、給与生活者が 53 件（約 10%）となっている。

### 3) 販売形態

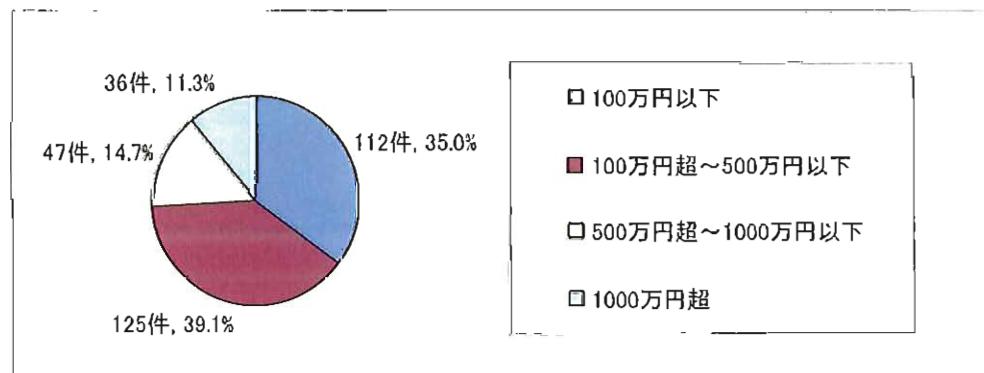
販売形態別に見ると、電話による勧誘販売が 347 件（約 64%）、訪問による販売が 75 件（約 14%）となっており、消費者からの要請ではない勧誘が約 77% を占めている。また、通信販売が 60 件（約 11%）となっているが、これは、ワ社から消費者にダイレクトメールが送付された後、消費者が買取り業者に社債の購入を勧められて契約しているケースが多くみられる。

### 4) 支払金額

支払金額が確認できる相談 320 件について、金額の内訳（図 3）を見ると、「100 万円超～500 万円以下」が 125 件（約 39%）と最も多い。次いで「100 万円以下」の 112 件（約 35%）が続くが、「1000 万円超」も 36 件（約 11%）ある。

1 件あたりの平均は約 470 万円であり、320 件の総支払金額は 14 億円を超える。

図 3 支払金額の内訳



### 3. 主な相談内容

#### 【事例 1：解散した会社の社債を販売したケース】

2009 年 12 月、電話があり、AP 社と名乗って訪問し、自社社債を勧誘された。元ガーナ大統領の写真を見せられ、レアメタルの採掘の事業をしていると説明を受けた。状況がよくわからないまま、金融機関にレンタカーで連れていかれ、900 万円を引き出してその場で支払った。申込日に契約書は交付されず、6 日後に関係書類が郵送された。

契約当時は精神的に不安定で判断不十分だったので契約を取消し返金してほしい。

(2009 年 12 月受付、静岡県、50 歳代、女性、家事従事者、AP 社)

※AP 社は、登記情報上は 2009 年 11 月 18 日に合併により解散している。

#### 【事例 2：元本保証をうたって販売したケース】

AT 社より、「当社はアフリカの難民への支援を目的としている」との電話があり、来訪を受け、「ガーナ共和国で金やダイヤモンドの採掘をして収益を得て、現地に学校や病院を建設し社会貢献をしている」などと説明を受けた。また、パンフレットにはシェラレオネ共和国の大使館業務を行っているとの記載があった。

そして、元本保証という AT 社の株式転換社債を勧められ、計 250 万円購入した。後日友人に話をしたところ、高額な利率で怪しいと言われたので解約を申し出た。しかし、AT 社から「解約には応じられない」と断られた。お金を返して欲しい。

(2009 年 3 月受付、京都府、80 歳代、女性、家事従事者、AT 社)

※本事例に関して、当時の AT 社は元本保証をうたった勧誘を行っていることを否定していた。

#### 【事例 3：預金と同じものと説明して販売したケース】

2009 年 10 月頃、AT 社のパンフレットが送付され、その後、「社債を買いませんか」と電話勧誘を受けた。最初は断わったが再度連絡があり「アフリカのガーナの元大統領がアフリカ側の社長になり、金やダイヤの採掘権やガーナ沖の原油採掘権を持っている」「社債は定期預金と同じ感覚で損をしない。来年 1 月に上場すると高値がつくし、上場しなくても元本は戻ってくる。もし会社がつぶれても社債券は保証されていてお金は戻ってくる」との説明を受け、株式転換社債と表示のある社債申込書を使って 100 万円分の契約をした。

しかし、後になって社債は定期預金ではなく元本保証でないことを知った。間違った説明を受けたので契約を取消して欲しい。「AT 社の社債を高値で買取る」という買取り業者からの電話も多数あり、不安である。

(2009 年 12 月受付、茨城県、40 歳代、女性、無職、AT 社)

#### 【事例 4：契約上のクーリング・オフ規定に基づく返金に応じないケース】

電話で様々な業者から、「儲かる」と何度も AT 社の社債の勧誘を受けた。忙しい時に強

く勧められて非常にストレスを感じていた。何度も勧められ、社債を買ってしまえばもう電話はかかるべからずと根負けしてしまい、数百万円の社債契約をした。

後日クーリング・オフがあることを知り、消費生活センターに相談した。クーリング・オフ期間中だったため、AT社に対して書面でクーリング・オフを通知した。

しかし、その後、「クーリング・オフを撤回しろ」、「センターへの相談を取り下げる」などと名前も告げずに電話が入った。AT社はクーリング・オフの返金に応じない。頻繁に電話がかかり混乱し、クーリング・オフを取り下げるべきか悩んでいる。

(2009年12月受付、東京都、80歳代、女性、無職、AT社)

※AT社は、契約時に自主規定としてクーリング・オフ規定を定めていた。

#### 【事例5：買取り業者から高値で買取ると言われ次々と契約させられたケース】

2009年6月頃、AT社より担当者の名刺と一緒に会社案内資料や株式転換社債申込書等の資料が3回も送られてきた。

その後、複数の業者から「AT社の株式転換社債は資料が送られた49人しか買えない。額面額の3~4倍で買いたい」との電話がかかってくるようになった。

年利12%と高率であり、現実には不可能な話だと思い放置していたが、AT社や買取り業者からあまりに頻繁に電話があったので、購入後倒産しないうちに買取り業者に売ってしまえばよいと考えた。そこで7月に、AT社の口座に150万円振り込んで株式転換社債の契約をした。後日電話をかけてきた買取り業者にその旨を伝えたところ、「人気があるので600万円ほど買って譲ってほしい」と言われ、仕方なく追加で計600万円の契約をした。

その後、買取り業者から「AT社の社債は1000万円以上でなければ投資家に転売できない」と言われ、株式などを取り崩してお金を工面した。

その後、「1000万円で買うと言っていた投資家は、つい最近買取りが成立したのでもういない。今は1200万円~1500万円の投資家しかいないのでもう少し増やせないか」と理由をつけては購入金額を吊り上げられ、とても不安になった。

その後も買取り業者に買取りを求めたが、結局応じてくれない。何とかお金を返して欲しい。

(2009年10月受付、東京都、70歳代、男性、無職、AT社)

※買取り業者はいずれも現在電話がつながらず、登記情報もないため連絡不能になっている。

## 4. 問題点

### (1) 解散により消滅した会社の社債を発行している（事例1）

AP社は、登記情報上、2009年11月18日に合併され解散しているが、【事例1】では2009年12月にAP社名義の社債が発行されていた。

合併により解散した会社の名義で社債を発行した場合、本来は、発行会社が不存在であり有効な社債発行とならないはずである。少なくとも、合併後の会社（ワ社）との結

びつきが表示されていない点で、責任の所在が不明朗な社債発行である。

なお、会社解散前に使われたAP社の社債申込書と解散後に使われた社債申込書では、入金指定の振込先が一致している。

## (2) 株式転換社債と表示していながら登記情報に新株発行の登記がない

### (事例2、3、5)

株式転換社債は、上場すれば、株価が値上がりし価値が上がる可能性のある有価証券である。このことについて、①AT社やAP社のパンフレットやHPには「早期株式公開を視野に入れた会社運営を目指す」との記載や、契約者に送付された資料には「2010年1月より株式公開の準備に入る」という記載があること、②買取り業者が数倍で買い取ると言っていること、③社債申込書(P12 資料5参照)や社債券裏面の募集要項(P10、資料2)に「株式転換社債」との記載があることから、AT社やAP社は株式転換社債と表示して販売していたが、登記情報には新株発行の登記はない。

ワ社は「株式転換社債は誤記であり正しくは普通社債である」という弁解をしているが、社債申込書には株式転換社債という記載があることや「早期株式公開を視野に入れた会社運営を目指す」という記載があることから、消費者は株式転換社債の契約を申し込んでいると考えられる。普通社債としての契約は不成立、または株式転換社債を引き渡す債務を履行していないことが指摘できると考えられ、非常に問題である。

なお、株式転換社債としての契約が成立していた場合、会社法の手続に違反する違法な株式転換社債の発行である可能性が極めて高い。

## (3) 効誘時の問題

### 1) 元本保証をうたっている(事例2、3)

AT社やAP社に関する相談では、発行会社が倒産するリスクについて適切に説明することなく元本保証をうたって効誘するケースが複数件見られる。また、契約者がAT社から渡された資料からは、「元本の保証は禁じられております」「元金の全額返還されないリスクがあります」などの記載はあるものの、「定期預金感覚で利用できる安定した商品」や「銀行定期型預貯金との年率比較表」(P13、資料6)などの表記があり、保証枠の範囲内で元本保証<sup>(注6)</sup>されている預貯金と誤解しやすい表現が複数確認できる。

発行会社の倒産リスクについて適切に説明することなく元本保証をうたうことは、金融商品の販売における説明義務に違反すると考えられる。

(注6) 金融広報中央委員会のホームページ「知るほどと」(<http://www.shiruporuto.jp/>)によると、「元本保証」とは「運用期間すべてにわたり元本の額が減らない(元本割れしない)ことを金融商品に保証すること」とある。

## 2) 大使館業務を行っているとの不実を告げている（事例 2）

AT 社のパンフレットには、業務内容として「シェラレオネ共和国の大使館業務」が記載されていたが、これは事実でないことが判明し、AT 社はその旨の内容を削除した。

業務内容の記載は当該会社の社債を購入するにあたっての重要な判断材料の一つであり、それについて虚偽の記載を行っていたことは問題である。

## 3) 社債を買い取ると言いながら実行しない買取り業者による勧誘が横行している（事例 3、5）

AT 社や AP 社に関する相談では、買取り業者が「ある投資家が高値で買いたいと言っている」「資料が送付された人しか購入できない」などと話を持ちかけて社債を購入させるが、購入後は「一定金額以上でなければ転売できない」「すでに他の者と契約が成立してしまった」などといって追加購入を勧めたり買取りを引き延ばすという手口が目立つ。最終的には買取り業者と連絡がつかなくなることも多い。

なお、金融商品取引法（以下、金商法）では、無登録業者が社債などの有価証券の売買取引を業として行うことを禁止している<sup>(注7)</sup>。そのため、本当に社債を買い取る業者が存在していたとしても、登録業者でない場合には金商法に違反すると考えられる。

(注 7) 金融商品取引業は内閣総理大臣の登録を受けたものでなければ行うことができず(金商法 29 条)、無登録での有価証券の売買取引は刑事罰の対象になる（同法 198 条 1 項）。

## （4）約束不履行（事例 4）

契約時に自主規定として定めたクーリング・オフ規定に基づく返金の申し出に応じないケースが複数見られる。

## 5. 消費者へのアドバイス

### （1）AT 社および AP 社名での社債には手を出さない

登記情報上すでに AT 社および AP 社という名称の会社は存在していない。存在していない会社の社債は購入しないこと。

### （2）社債を買い取るという買取り業者の電話には耳を貸さないで

社債に限らず、未公開株や様々な有価証券を対象とした不審な買取り業者による悪質な勧誘が横行している。これらの業者の買取り行為は金商法違反のおそれが多く、このような業者と取引をしてはいけない。

突然見知らぬ業者が社債を買い取ると言って来てもなぜ自宅の電話番号を知っているのか疑ってかかり、簡単に信用したり契約したりしないこと。

### **(3) 契約は信頼できる人に相談してからでも遅くはない**

契約当事者は60歳代以上が8割を占めており、一人暮らしの高齢者世帯がトラブルにあっていることが伺われる。訪問等を受けてすぐに契約しないで、家族や友人など周囲の信頼できる人に相談すること。

また、高齢者の周囲の人たちが、高齢者の日常生活で何か変わったことはないか見守るという意識も大切である。

### **(4) 消費生活センターに相談すること**

AT社やAP社が発行した社債を勧誘されたり、購入してしまった場合は早めに消費生活センターに相談すること。また、被害の回復をうたってさらに勧誘があることも予想されるので十分に注意をすること。

## **6. 情報提供先**

消費者庁 消費者情報課 地方協力室

警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官、刑事局 捜査第二課

金融庁 監督局 証券課、総務企画局 企業開示課

以 上